非 公 開 審 議 案 件

			頁
日程第２	第 １ 号 議 案	平成26年広島県議会９月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	1

第１号議案　平成 26 年広島県議会９月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

大野委員長：　それでは，第１号議案，平成 26 年広島県議会９月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について，事務当局から説明してください。

畦地総務課長：　第１号議案につきまして，御説明申し上げます。平成 26 年広島県議会９月定例会に提案される，教育委員会関係の議案につきまして，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により，知事から意見を求められておりますので，これに同意する旨の回答をすることにつきまして，御提案申し上げるものでございます。

今回，議会に提案されます教育委員会関係の議案は，１枚目資料の中ほどにございますとおり，（１）から（５）の５件でございます。順に御説明させていただきます。

１ページを御覧ください。

まず初めに，「（１）平成 26 年度教育委員会関係補正予算案」についてでございます。平成 26 年９月 18 日開会の９月定例会においては，当初の提案事項に追加提案事項を加えまして，計２件の補正予算を提案することとしております。

まず，「１　当初提案」につきましては，「ひろしま未来チャレンジビジョン」の実現に向けて，成長の原動力となる取組を一段と加速させる観点から提案するもので，要求額といたしましては，「（１）」にございますように，歳出予算が 2,500 万円余，「（２）」にございますように，債務負担行為が 5,400 万円余でございます。

内容といたしましては，資料の中ほどにございますけれども，「フレキシブルスクール（仮称）整備事業」を御覧ください。県と広島市が共同で，従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われず，生徒の多様なニーズに応える学校としまして，平成 30 年に開校できるよう整備を進めることにつきまして，広島市と合意に至り，去る９月２日に公表いたしましたことから，できるだけ早期に整備できるよう，この度の補正予算において要求することとしたものでございます。

今回の補正予算におきましては，学校施設の充実を図るため，プロポーザル形式により設計を発注することとし，県といたしましては学校設置者となる広島市に対して，所要額の半額を交付するものでございます。

なお，今後につきましては，広島市において設計業務を発注し，平成 26 年度から平成 27 年度にかけまして設計を行い，平成 28 年度から平成 29 年度に予定の工事を実施いたしまして，平成 30 年４月に開校できるよう対応して参ります。

次に「２　追加提案」についてでございます。

先ほど御説明いたしましたように，８月の大雨によりまして，可部高校ほか県立学校２校において，法面崩壊の災害が発生しております。

まず，８月 20 日の広島市の局地的な豪雨によりまして，可部高等学校におきまして，学校周囲の法面が崩壊する被害がございました。この復旧費として，1,600 万円を計上しております。

また，８月 22 日の県東部に起きました大雨によりまして，尾道特別支援学校におきまして，学校北西にあたる法面の一部が崩壊する被害がありましたことから，この復旧費として 400 万円を計上しており，この２件の災害復旧に伴う補正予算額は，2,000 万円となります。

なお，「（１）歳入」の概要につきまして，御説明いたします。国庫支出金の 1,000 万円につきましては，国の「公立学校施設災害復旧費負担金」を活用するものでございます。また，県債の 500 万円につきましては，「災害復旧債」を活用することとしております。

以上２件の補正予算案によりまして，教育委員会所管の歳入予算総額は，615 億 9,900 万円余となり，歳出予算総額は，2,194 億 9,600 万円余となるところでございます。

続きまして，２ページを御覧ください。

「（２）就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例案」についてでございます。

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律が，平成 24 年８月に一部改正をされまして，幼保連携型認定こども園につきまして，都道府県知事

から認可を受ける単一の施設とするよう取扱いが改められました。この幼保連携型認定こども園の認可基準は，内閣府令，文部科学省令及び厚生労働省令で定める基準に従いまして，又は参考にしまして，都道府県の条例で定めることとされております。この条例案は，これに伴いまして，必要な事項を定めるものでございます。

本条例案では，園舎，園庭，園舎に備えるべき設備，学級の編成の基準及び職員の数など 14 項目について，国の基準を参考にした上で，サービスの質を確保する観点から本県独自の基準が付加され，認定の基準が定められております。

３ページを御覧ください。

本県独自の基準といたしましては，第 16 条第６項で，乳児室の面積について，国の基準では「1.65 平方メートルに満２歳未満の園児のうち，ほふくしないものの数を乗じて得た面積」とされているところでございますが，現行の保育所の最低基準と同様に「3.3 平方メートルに満２歳未満の園児のうち，ほふくしないものの数を乗じて得た面積」と定めております。

続きまして，４ページを御覧ください。

「（３）就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育，保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例案」についてでございます。幼保連携型認定こども園につきましては，都道府県知事から認可を受ける単一の施設とするよう取扱いが改められまして，その認可基準につきましては，都道府県が条例で定めることとされたことにつきましては，前の２ページの説明をしましたとおりですけれども，幼保連携型認定こども園を除きましたその他の認定こども園につきましては，従前どおり，主務大臣が定める基準を参考にして都道府県が定めた条例に定める要件に適合している旨の，都道府県知事の認定を受けることとされているところでございます。

本条例案は，先に御説明いたしました「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定に伴いまして，現行の条例から，幼保連携型認定こども園に関する条項の削除等，所要の改正について定めているところでございます。

また，国の基準が，認定こども園で提供される教育・保育の質を高める目的から，子どもの利用時間区分にかかわらず，職員を配置するよう改められたため，本県においても同様の職員配置基準への改正が定められております。

現在，健康福祉局が中心となり，環境県民局及び教育委員会が連携して，平成 27 年４月からの新しい制度のスタートに向けまして，規則の制定や認可にあたっての事務手続きの整備などの作業を進めているところでございます。

５ページを御覧ください。

続きまして，「（４）職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

この条例案は，職務に応じたメリハリのある教員給与体系の確立のため，特殊勤務手当の引上げを行うものでございます。具体的には，教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当につきまして，それぞれの手当額を 25％引き上げるものでございます。

改正の理由でございますけれども，国におきまして真に頑張っている教員を支援し，教員の士気を高め，教員活動を活性化させるため，メリハリある教員給与体系の確立に向けて検討がなされている中，平成 26 年 10 月１日から，義務教育費国庫負担金の算定において，特殊勤務手当の引上げ及び給料の調整額の引下げを行う方針が示されました。

この方針につきまして，本県の状況を踏まえて対応を検討しましたところ，特殊勤務手当につきましては，本県教育委員会におきましても，部活動指導などに係る教員の負担に対しまして手当額が低いことについて課題があると考えていたところでしたので，この見直しを機に引上げを行うことといたしました。

また，給料の調整額につきましては，調整数を 1.25 から１へ引下げを行うこととし，人事委員会へ規則改正を依頼する予定でございます。

この条例の施行期日等につきましては，公布の日から施行することとし，平成 26 年 10 月１日から適用することとされております。これらの改正内容につきましては，職員団体との交渉を終えております。

続きまして，６ページを御覧ください。「（５）工事請負契約の締結」についてでございます。

「広島県立府中高等学校校舎（26 号棟）改築工事」の請負契約及び７ページにござい

ます「広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（39 号棟）改築その他工事」の２件につきまして，建設工事請負契約を締結する運びとなりましたが，予定価格が５億円以上となりましたので，契約締結することについて，議会の議決が必要となったものでございます。

まず，６ページの府中高等学校の校舎改築工事についてでございます。この工事は，昭和 46 年から 47 年に建築されました鉄筋コンクリート４階建ての普通・特別教室棟１棟につきまして，耐震強度を確保するとともに，建物機能の維持・更新に必要な施設整備を行うために建て替えまして，新たに既存校舎との渡り廊下，駐輪場などを整備することとしております。請負金額は５億 8,298 万 4,000 円で，工期は議決のあった翌日から平成 28 年２月 26 日までの約 17 か月となっております。

続きまして７ページ，広島県立芦品まなび学園高等学校でございます。この工事は，昭和 41 年から昭和 43 年にかけて建築されました鉄筋コンクリート４階建ての普通教室棟１棟につきまして，耐震強度を確保するとともに，建物機能の維持・更新に必要な施設整備を行うため，建て替えまして，ほかに特別教室棟の内部改修工事，渡り廊下改築工事などを行うこととしております。請負代金は５億 6,808 万円で，工期は議決のあった翌日から平成 28 年３月 10 日までの 17 か月間となってございます。

工事につきましては，知事部局と教育委員会の間で調整が整ったものでございまして，所定の手続きを経て請負業者を定めたものでございます。

以上が，今回提案されます教育委員会関係の議案でございます。

関係課に確認をいたしまして，内容に問題がないことから，同意することが適当であると考えております。

説明は以上です。御審議のほど，よろしくお願いいたします。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等はございませんか。

佐 藤 委 員：　就学前の子どもに関する教育の法律で，３ページの県独自の基準という説明をいただきましたけれども，1 人当たり 3.3 ㎡いるということで，国の基準よりも厳しいですね。これが県独自の基準ということであれば，国が必要とされるそういった建物よりは，広島県の場合はまだ余裕があるのか。何かそういう理由があるのか。

畦地総務課長：　この法律の改正によって，新たに条例が必要になってくるというのは，今まで保育所であったところが認定こども園になるとか，幼稚園であったところが認定こども園になるとか，そういう形態でございまして，基本的には保育所の認可基準を今まで持っておりましたので，その基準を併せて適用しようということで，新たに認定こども園になるようなところは，それよりも狭いというものではなくて，十分な広さを確保しようという趣旨でございます。

佐 藤 委 員：　国の基準のほうがかなり下回っていて，狭い面積という理由を御存じであればお知らせいただければと思いまして，なければ，よろしゅうございます。

畦地総務課長：　すみません，よく分かりません。

大野委員長：　それでは，調べがついたあかつきに御説明いただくということでお願いいたします。

平 谷 委 員：　来年４月から大きく制度が変わるということのようで，私は，この審議会にいますけれど，今，バタバタしていて，非常にややこしくて分かりにくいなというのが現状の理解で，最終的には落ち着いていくのかもしれないし，そうあったらいいなと思っていますが，一つはここで言うべきことではないのかもしれませんけれど，設置者や子供を持つ保護者の側からの窓口については，なるべく分かりやすくしていただきたいなと思っています。

審議会でも一つ質問をすると，それは公立の話なのか私立の話なのか，公立保育園なら市町，私立なら学事課で，認定こども園なら働く女性応援 PT みたいな感じで，質問に答えるまでに時間がかかったりというような，とってもややこしいことだけは，よく伝わってくる感じがしていて，一部を所管する県教育委員会の義務教育指導課の方も来られていますけれど，非常にややこしい感じがします。連携されているということでしたので，そこの整理を是非していただきたいと思います。

認定こども園になっていくと，幼児教育の部分が出てきます。幼児教育の部分について保育園というのは，そういうことはされずにいたところですので，私立であれば学事課と働く女性応援 PT との連携なのかもしれないですけれど，教育委員会のほうもいろいろな集積もあると思いますので，いい連携をしていただけたらなと思っております。この点で何かございましたら，教えていただけたらと思います。

畦地総務課長：　先ほどの窓口がたくさんあって，分かりにくいという話でございますが，この法律自

体も，例えば保育所がやろうとすれば保育所が認可を受けて，認定こども園も認定を受けてというのを単独の施設にして，認定こども園で認可しようというような法律体系も変わってきております。そこら辺で，県全体としてもワンストップでできるような体制は，これから連携を取って協議して参りたいと思っております。

それから認定こども園につきましては，先ほど委員がおっしゃられたように，保育と教育という部分が合体しますので，子供たちの過ごし方が変わる，あるいは多様な過ごし方をする子供たちが同じ施設に入るという状況もあろうかと思いますので，ここら辺についても，教育委員会として，教育の内容のほうから意見を述べさせていただきたいと考えております。

大野委員長：　ほかに御意見，御質問はございいませんか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

大野委員長：　全員賛成と認めます。
よって，本案は原案のとおり可決されました。